

議第1号 平成30年度事業報告について

1. 石田農地保全会の設立承認(4月7日)
2. 農用地・水路・農道等の地域資源維持および農村環境保全のため草刈りや水路の泥上げを実施(4月15日から3月23日までに6回実施)
3. 施設の適正な管理のため、異常気象時に点検を実施(7月6～7日の西日本豪雨など5回)
4. 農業者のための技術研修会に参加(8月4日など3回)

議第2号 平成30年度収支決算書について

収入の部

(単位:円)

区 分	当初予算額①	最終精算額②	増減額(②-①)	備 考
農地維持支払交付金	237,160	237,160	0	
その他		1,452	1,452	寄付金 1,452
合計	237,160	238,612	1,452	

支出の部

(単位:円)

区 分	当初予算額①	最終精算額②	増減額(②-①)	備 考
自走式草刈り機(畦畔用)	220,000	210,000	-10,000	
その他	17,160	4,292	-12,868	手袋・ガソリン携行 缶・ガソリン
旅費		5,320	5,320	研修3回
日当		19,000	19,000	3/23水路泥上げ 19人参加
合計	237,160	238,612	1,452	

次年度繰越額＝収入額(238,612円)－支出額(238,612円)＝0円

規約第23条の規定に基づき、以上のとおり報告します。

石田農地保全会 事務局長兼会計 石田良明

Ⓜ

監査の結果、上記に相違ないことを認める。

平成31年 月 日

監査役 松岡光一

Ⓜ

監査役 中西隆三

Ⓜ

監査役 片山富夫

Ⓜ

議第3号 平成31年度事業計画について

守山市石田町に存する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全に資する以下の事業を実施する。

- ①点 検:農用地・水路・農道(年数回)
- ②農用地:畦畔草刈り・法面草刈り(年数回)及び異常気象後の見回り・応急措置
- ③水 路:草刈り・泥上げ(年数回)及びゲート類の点検、異常気象後の見回り・応急措置
- ④農 道:路肩・法面の草刈り(年数回)及び側溝の泥上げ、路面の維持、異常気象後の見回り・
応急措置
- ⑤その他:農業者による検討会、研修会の実施及び地域住民との交流会

議第4号 平成31年度収支予算について

収入の部

(単位:円)

区 分	当該年度 予算額①	前年度 予算額②	増減額(①-②)	備 考
農地維持支払交付金	237,160	237,160	0	
借入金	200,000	0	200,000	石田営農組合から 一時借用
合計	437,160	237,160	200,000	

支出の部

(単位:円)

区 分	当該年度 予算額①	前年度 予算額②	増減額(①-②)	備 考
地域資源保全活動費	210,000	220,000	-10,000	草刈り・水路及び農 道の維持
旅費	5,000	0	5,000	研修等
日当	20,000	0	20,000	
その他	2,160	17,160	-15,000	消耗品購入
返済金	200,000	0	200,000	石田営農組合へ
合計	437,160	237,160	200,000	

議第5号 役員の変更について

(変更)

役職名	現役員名	新役員名	備考
代表	石田 俊治	石田 佳寿	
副代表	石田 佳寿	石田 良明	事務局兼会計を兼務
監査役	松岡 光一	←	
監査役	中西 隆三	←	
監査役	片山 富夫	←	
事務局長兼会計	石田 良明	←	

参考(石田農地保全会規約)

1. 第5条第2項:代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、事務局長兼会計は代表が指名するものとする。
2. 第6条第1項:役員任期は3年とする。……H30/4/7から3年
3. 第6条第2項:補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。